

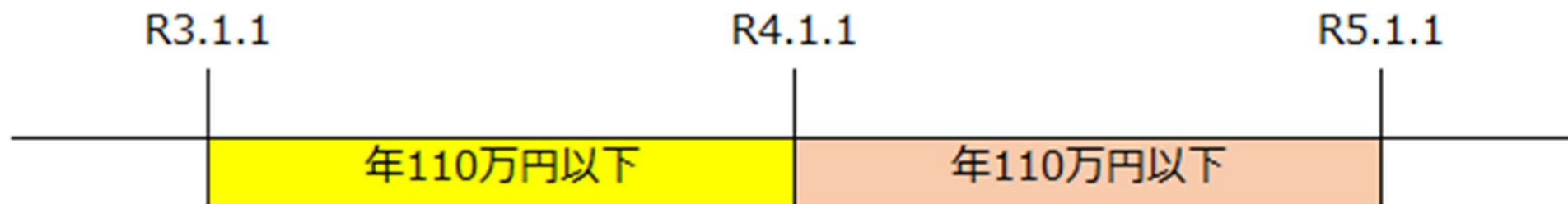
贈与の基礎講座 その③

～贈与税の計算方法～

贈与税の計算方法

贈与は年110万円を超えると贈与税の課税対象となります。

※財産をもらう人が年間110万円を超える財産をもらった場合、贈与税が課税されます。



※1年とは1月1日から12月31日を指します

贈与税の計算式

(1年間で贈与を受けた財産の合計額 - 110万円) × 税率

で計算します。

仮に1年間に200万円の贈与を受けた場合は・・・

(200万円 - 110万円) × 10% = 9万円

贈与税の特例税率

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

特例税率は直系尊属（父母、祖父母）からその年1月1日に20歳以上の者への贈与をした場合の税率です。

贈与税の一般税率

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

**一般税率は特例税率に該当しない贈与をした場合の税率です。
(20歳未満の子や孫への贈与、息子の配偶者、甥、姪への贈与等)**

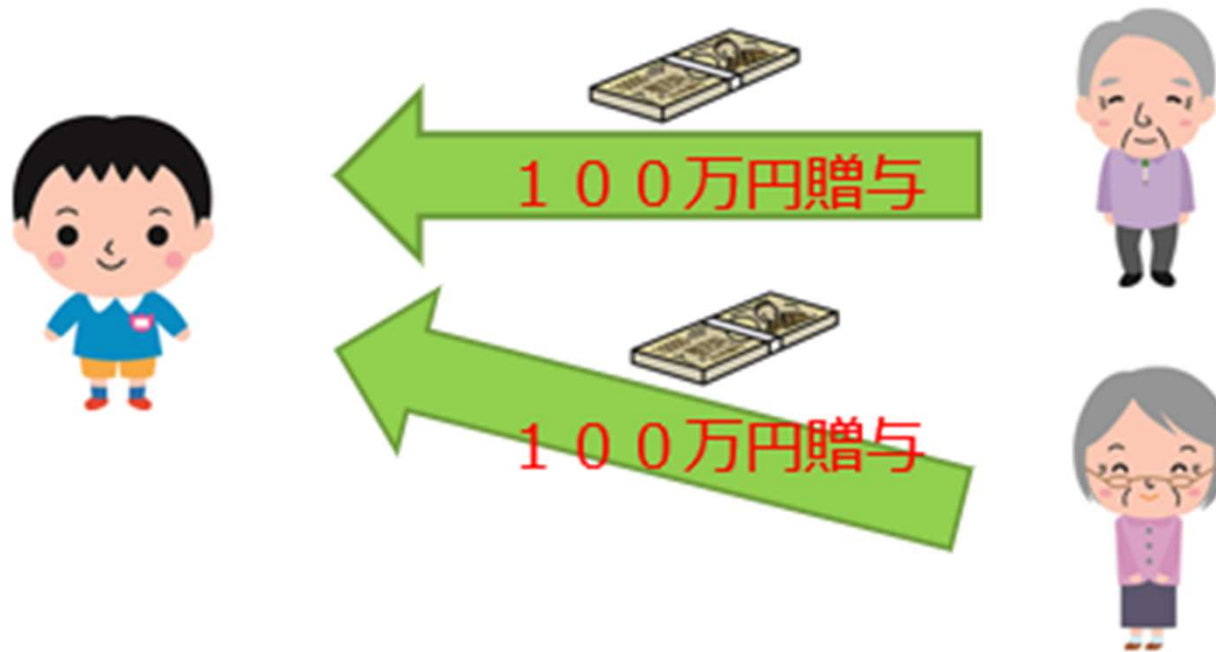
特例税率と一般税率での税金額の違い

基礎控除後の課税価格	特例税率	一般税率
200万円	20万円	20万円
400万円	50万円	55万円
600万円	90万円	115万円
1,000万円	210万円	275万円
2,000万円	635万円	750万円

特例税率と一般税率は基礎控除後の課税価格300万円を境に税金に違いが生じます。

贈与価格の考え方

複数人から財産をもらった場合は、その合計額で
贈与価格を考えます



孫は合計200万円受け取ったので、
200万円が贈与税の課税対象となります。

END